

監査公表第 602 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 21 年 1 月 6 日

京都市監査委員 高 橋 泰一朗
同 井 上 教 子
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

京都市職員措置請求に係る請求文

京都市職員措置請求書

2008年11月 7 日

請求の趣旨

- 1 本年10月 9 日、京都市監査委員は、我々が提出した住民監査請求に対して、生田教育企画監、在田総務部長ら京都市教育委員会幹部職員 8 名らが、帰宅にタクシーチケットを使用した117件を不正使用と認定し、それぞれの職員に返還を命じる勧告を行なった。（監第61号）
- 2 門川大作前京都市教育委員会教育長については、専属の公用車があったため、この監査請求の対象としなかったが、その後、公文書公開請求を行なったところ、同教育長についても、次のような不正使用の事実が判明した。
 - (1) 監第61号でも、市外出張の際の京都市内の移動にはタクシーチケットを利用することはできないとされているが（同監査結果20頁）、門川教育長は、市外出張の際、京都市内の移動にタクシーチケットを再三使用している。

（なお、下表の「番号」は、別紙事実証明書の門川のタクシーチケット使用報告書に記載した番号である。）

番号	日時	金額	用務内容
8	H19. 5. 18	1, 360円	東京出張（再生会議）に伴う帰宅
12	H19. 5. 26	3, 600円	東京出張（ボーイスカウト全国大会）に伴う移動
17	H19. 7. 13	1, 140円	東京出張（再生会議）に伴う移動
19	H19. 7. 19	1, 300円	東京出張（再生会議）に伴う移動
20	H19. 7. 19	1, 270円	東京出張（再生会議）に伴う帰宅
22	H19. 7. 31	1, 080円	金沢出張（全国学校集会講演会）に伴う帰宅
26	H19. 10. 23	1, 360円	東京出張（再生会議）に伴う帰宅
小計		11, 110円	

- (2) 公共交通機関の最終便までの時間にタクシーチケットを使って帰宅したと思われるもの（用務内容から判断して、深夜にまで及ぶ業務とは見なせないもの）。

番号	日時	金額	用務内容
1	H19. 4. 1	1, 530円	ソロプチ東山コンサート出席後の帰宅
4	H19. 4. 21	1, 040円	学校医会総会出席後の帰宅
5	H19. 4. 29	640円	中体連懇話会出席後の帰宅
9	H19. 5. 19	650円	堀川灯籠祭り出席後の帰宅
14	H19. 6. 16	1, 290円	学校●師会出席後の帰宅（注：●は判読不能）
小計		5, 150円	

（その他，2，7，11，16等については，タクシー利用時間についての調査を求める。）

- 3 以上から，門川前教育長は，タクシーチケット不正使用の合計額16,260円を返還せよとの勧告を求める。
- 4 なお，教育長については，専属の公用車があり，教育長は，毎日の出勤，帰宅にも公用車を使用している。

京都市においては，数年前から，局長級職員の公用車による自宅送迎は廃止されており，現在では，市長，副市長を除けば，教育長，市立芸大学長だけが公用車による自宅送迎を続けている。市立芸大は，その所在地からみても止むを得ない面があるとしても，本庁に勤務する教育長を公用車で自宅送迎するのは認められない。局長級職員の自宅送迎を廃止したにもかかわらず，何故，教育長だけ自宅送迎を続けているのか説明もつかない。

しかも，教育長らの公用車による自宅送迎については，文書による定めもなく，何の根拠もないまま続けられている。市長部局の所管になる公用車を，文書の定めもないまま，教育委員会の職員に利用させるのは認められない。

したがって，教育長は，公用車による自宅送迎という不当利得を得たのであるから，少なくとも，2007年度の専属の公用車運転手の給与分合計額から公共交通機関による通勤費を差し引いた金額を不当利得返還請求せよとの勧告を求める。（門川前教育長は，2007年12月14日まで，高桑現教育長は，それ以後，年度末までの金額となる。）

また，監査結果に，教育長の公用車による自宅送迎を中止するようにとの意見を付記されるよう要請する。

請求者

京都市西京区

氏名 A ほか2名

以上，地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を要求する。

京都市監査委員様

注1 請求人の氏名を記号化した。

2 請求人の住所の一部及び職業並びに事実証明書の記載を省略した。

請求人に対する監査結果の通知文

監 第 8 7 号

平成 20 年 12 月 26 日

請求人 様

京都市監査委員 高 橋 泰一朗

同 井 上 教 子

同 不 室 嘉 和

同 出 口 康 雄

京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成 20 年 11 月 7 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による標記の請求（以下「本件請求」という。）について、監査した結果を同条第 4 項の規定により通知します。

第 1 請求の要旨

1

(1) 教育委員会事務局職員によるタクシーチケット（以下「チケット」という。）の使用に関する平成 20 年 8 月 7 日付け住民監査請求については、同年 10 月 9 日に勧告が出された。門川前教育長については、専用公用車があったため当該請求の対象としなかったが、その後、公文書公開請求（以下「公開請求」という。）を行い、門川前教育長が平成 19 年度に使用したチケットについて、次のような不正使用が判明した。

ア 上記の平成 20 年 10 月 9 日付け勧告では、市外出張の際の京都市内の移動にはチケットを使用することができないとされているが、市外出張の際、京都市内の移動にチケットを 7 回、計 11,110 円分使用している。

イ 用務内容から深夜に及ぶ業務とは判断されず、公共交通機関の最終便以前の時間であると思われる日の帰宅にチケットを 5 回、計 5,150 円分使用している。

(2) 以上から、門川前教育長に対し、チケットの不正使用の合計額 16,260 円の返還を請求するようにとの勧告を求める。

2

(1) 教育長には、専用公用車があり、出勤及び帰宅に使用しているが、京都市（以下「市」という。）は、数年前に局長級職員の公用車による自宅送迎を廃止しており、現在は市長、副市長、教育長及び市立芸術大学学長のみ、公用車による自宅送迎を続けている。

局長級職員の自宅送迎を廃止したにもかかわらず、本庁に勤務する教育長の自宅送迎を続けることの説明はつかない。また、教育長等の公用車による自宅送迎には、文書による定めもなく、根拠がない。市長部局が所管する公用車を、根拠なく教育委員会の職員に利用させるのは認め

られない。

- (2) したがって、教育長は、公用車による自宅送迎により不当利得を得ているから、門川前教育長に対しては平成 19 年 12 月 14 日までの期間、高桑現教育長に対しては同月 15 日以後の期間について、平成 19 年度の専用公用車の運転手の給与相当額から公共交通機関を利用した場合の経費の額を差し引いた金額の返還を請求するようにとの勧告を求める。

第 2 要件審査

1 チケットの使用による乗用自動車庸車料の支出に係る部分について

- (1) 本件請求のうち上記第 1 1 に係る部分の対象は、同(1)ア及びイに掲げる 12 件のチケットの使用に係る乗用自動車庸車料（以下「庸車料」という。）の支出負担行為であると解されるところ、そのうち、平成 19 年 10 月 23 日のチケットの使用（チケット簿冊番号 9151460、枝番 14。以下「本件使用」という。）を除く 11 件のチケットの使用による庸車料については、同年 9 月 7 日以前に支出負担行為が行われており、財務会計行為があった日から 1 年以上経過した後には本件請求が行われていることから、本件請求のうち、当該庸車料の支出を対象とする部分については、法第 242 条第 2 項本文に規定する監査請求期間を徒過している。

(2)

ア この点について、請求人は、次のように主張して、請求人が門川前教育長によるチケットの使用の事実の存在及び内容を知ったのは平成 20 年 11 月 4 日であるとし、同月 7 日に行った本件請求については、監査請求期間の徒過について正当な理由がある旨を主張する。

(ア) 平成 20 年 4 月 21 日に、請求人のうちの 1 名が教育委員会の職員に係るタクシーチケット使用簿等の公開請求を行った際、教育委員会事務局総務部総務課から市の情報公開担当者を通じて、教育長には公用車がありチケットの使用の事実はない旨の説明があったため、この時点で門川前教育長に係る当該文書の公開請求は行わなかった。

(イ) 同年 10 月 16 日に、請求人のうちの他の 1 名が改めて情報公開担当者に門川前教育長のチケットの使用の有無について確認したところ、使用の事実があることが判明したため、同日にチケットの使用に係る文書の公開請求を行い、当該文書について同年 11 月 4 日に開示を受けた。

イ

(ア) 上記ア(ア)及び(イ)の事実関係に関し、平成 20 年 12 月 2 日に、上記(ア)及び(イ)の各請求人から聴取したところ、同年 4 月 21 日の公開請求時（上記 2 名の請求人が同席していたとされている。）に、教育長によるチケットの使用の有無を確認する趣旨の会話があったかどうかについての記憶は定かでないが、当時、門川前教育長に係る文

書を公開請求の対象から除外したのは、市から上記の説明があったからである旨の説明がされた。

(イ) 一方、上記ア(ア)及び(イ)の事実関係に関し、関係した総務局総務部文書課の職員から聴取したところ、平成 20 年 4 月 21 日の公開請求時には、窓口において、公開請求の対象範囲に学校等の教育機関を含むかどうかなど、公開請求の対象を特定するための調整をした記憶はあるが、教育長の取扱いについての調整をした記憶はなく、門川前教育長によるチケットの使用の有無を確認したのは、同年 10 月 16 日が最初であった旨の説明がされた。

(ロ) また、上記ア(ア)及び(イ)の事実関係に関し、関係した可能性のある教育委員会事務局総務部総務課の職員から聴取したところ、平成 20 年 4 月 21 日の公開請求時において、教育長の取扱いについて調整した記憶はなく、門川前教育長によるチケットの使用の有無を確認したのは、同年 10 月 16 日が最初であった旨の説明がされた。

ウ 平成 20 年 4 月 21 日付け公開請求に対する公文書の公開は、同年 5 月 16 日に行われた。

エ 教育委員会事務局の職員によるチケットの使用については、平成 20 年 7 月 11 日に、本件請求に係る 3 名の請求人を含む 10 名の市民によって住民監査請求が行われた。

(3)

ア 住民監査請求が法第 242 条第 2 項本文所定の期間を徒過して行われた場合、同項ただし書に規定する正当な理由の有無については、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的に見て監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合は、特段の事情のない限り、当該住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされ（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決）、また、当該普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成 14 年 10 月 15 日判決）。

イ

(ア) 請求人は、平成 20 年 4 月 21 日に教育委員会事務局の職員に係るタクシーチケット使用報告書（以下「使用報告書」という。）の公開

請求を行い、同年7月11日には教育委員会事務局の一部の職員によるチケットの使用について住民監査請求を行うなど、教育委員会の職員のチケットの使用状況について関心を払い、公開請求等を通じ、調査等を行っていたことが認められるところ、同年4月21日当時から、教育長についても関心の対象としていたことは、請求人自身が認めるところであるから、請求人としては、同日には、門川前教育長に係る使用報告書の公開を請求することができたのであり、相当の注意力をもって調査をしていれば、客観的に見て、遅くとも同日付け公開請求に対して公文書が公開された同年5月16日には、門川前教育長によるチケットの使用の事実及び当該使用に係る庸車料の支出の事実について、その存在及び内容を知ることができたと解するのが相当である。

(イ) この点に関し、請求人は、上記(2)ア及びイ(ア)のように主張し、平成20年4月21日の当時には門川前教育長によるチケットの使用の事実を知ることができなかつた旨を主張するが、同日の公開請求の際に、市の職員と請求人との間で門川前教育長によるチケットの使用の事実の有無に関する確認が行われた事実は明らかではなく、請求人が主張する上記(2)ア(ア)の説明の事実を認定することができない。市民は、公開請求を行うことにより、京都市情報公開条例第9条の規定により公文書の存否を明らかにしない場合を除き、公文書の存否についても確認することができるのであるから、同日の公開請求の際に、請求人が何らかの理由で門川前教育長に係る使用報告書を請求の対象に含めなかつたとしても、上記(ア)の判断を左右する事情になるとは認められない。

ウ そして、請求人が相当の注意力をもって調査をしていれば客観的に見て門川前教育長によるチケットの使用の事実及び当該使用に係る庸車料の支出の事実の存在及び内容を知ることができたと解される日から5箇月以上を経過した後に提出された本件請求は、同日から相当な期間内に行われたものと見ることはできない。

エ したがって、本件請求のうち、本件使用を除く11件のチケットの使用による庸車料の支出に係る部分については、対象とされている財務会計行為があつた日から1年を経過した後に住民監査請求を行ったことについて、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められず、同項の規定に適合していない。

2 公用車による教育長の送迎に係る部分について

本件請求のうち、上記第1 2に係る部分は、公用車により教育長を自宅に送迎する行為（以下「本件送迎行為」という。）をもって、住民監査請求の対象とする財務会計行為とするものと見られるが、法第242条第1項

に掲げる財務会計行為の類型に照らせば、本件では、本件送迎行為が同項に掲げる「財産の管理」に該当するかどうかが問題となる。

法第 242 条第 1 項にいう財産の管理とは、当該財産の財産的価値に着目して、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする行為をいう（最高裁平成 2 年 4 月 12 日判決）。

これを本件についてみると、公用車は、行政目的のために利用される車両であるところ、特定の用途のための公用車の配車行為は、専ら、行政目的を効率的、効果的に達成する観点から行われる行為であって、市の財産である車両の財産的価値の維持、保全のための財務的処理を直接の目的とする財産管理行為の性質を有するものではないから、本件送迎行為が、法第 242 条第 1 項に掲げる財産の管理に該当するとはいえない。

したがって、本件請求のうち、本件送迎行為を対象とする部分については、財務会計行為を対象とするものとは認められず、法第 242 条第 1 項の規定に適合していない。

- 3 以上から、本件請求については、本件使用による庸車料の支出を対象とする部分についてのみ監査を実施することとし、それ以外の部分については、法第 242 条第 1 項又は第 2 項の規定に適合しないものとしてこれを却下することとした。

第 3 監査の実施

1 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

本件請求については、請求人から、法第 242 条第 6 項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取は行わなかった。

また、請求人は、新たな証拠の提出を行わなかった。

2 関係書類の提出及び説明

総務局及び教育委員会事務局の職員（以下「関係職員」という。）に対し、関係書類の提出及び説明を求めた。これにより、関係職員が行った説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教育長は、教育委員会の権限に属する事務をつかさどり、その業務は、実態として特別職に非常に近い特殊性を有している。教育長については、任命権者であることによる業務の緊急性、身柄の安全の確保の必要及び業務が不規則かつ多忙であることによる公務日程の円滑な遂行の必要があり、その職務の重要性、緊急性及び機密性にかんがみ、専用公用車を配置している。
- (2) 教育長は、自宅への送迎を含め、専用公用車で移動することを前提としているため、何らかの事情により公用車を利用しない場合には、公用車に最も近い交通手段であるタクシーの利用を否定するものではなく、チケットの使用は認められるものとするが、教育長は、教育委員会事務局の所属職員ではないため、局、区、室等の所属職員が使用するチケッ

トの取扱いを定めた京都市タクシーチケット取扱要領（以下「要領」という。）の適用対象にはならない。

(3) 教育長に対する旅行命令については、一般の職員と同様に京都市旅費条例（以下「旅費条例」という。）及び同条例施行細則（以下「旅費細則」という。）に基づく取扱いを行うが、教育長については、上記(1)のとおり専用公用車を配置していることから、公用車を利用する区間については旅費条例第9条に基づきその区間の旅費を支給しないこととし、公用車を配車しない場合の代替手段としてタクシーを利用する場合についても、その区間の費用について同条例第8条に定める旅費（車賃）を支給せずに通信運搬費から支出したうえで、旅費条例第17条に基づきその区間の旅費を減額調整するという考え方を採っている。

(4) 市外出張時において、公務の終了時刻が予測困難であり送迎の時間が確定しない場合、休日の出張である場合又は早朝若しくは深夜に移動する必要がある場合等については、公用車を配車せず、タクシーを利用する場合がある。東京出張の場合、会議等の後に不規則に教育再生会議等の委員との情報交換や文部科学省の職員との協議を行うことがあり、京都駅への到着時刻が深夜に及ぶ場合もあることから、京都駅から自宅等までの経路については、基本的に公用車を配車していない。本件使用についても、京都駅への到着時刻は午後10時以後であった。

以上の措置は、経済性や運転手の健康等を考慮し、待機時間を含む運転手の長時間の超過勤務を避けるためのものであり、この場合のチケットの使用については、上記(3)のとおり実務上の実態からも妥当である。

第4 監査の結果

1 事実関係

京都市職員措置請求書、事実証明書及び関係職員が提出した関係書類及びその他の関係職員の説明並びにその他の監査委員が調査した証拠の内容を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 教育長の身分及び職務

教育長は、教育委員会に置かれ（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第16条第1項）、教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから教育委員会が任命することとされている（同条第2項）。

教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどることとされ（同法第17条第1項）、教育委員会に置かれる事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する（同法第18条第1項及び第20条第1項）。

教育長は、特別職である教育委員のうちから任命されるが、その身分は一般職に属する常勤職員であるとされ（昭和28年4月24日文部省初

等中等教育局長通達)、その身分取扱いに関する事項については、地方公務員法の適用を受けるが(地教行法第22条)、給与、勤務時間その他の勤務条件については地方公務員法の適用が除外され、他の一般職に属する地方公務員とは別に、地方公共団体の条例で定めることとされている(教育公務員特例法第16条)。市においては、京都市教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「教育長給与等条例」という。)において、教育長の勤務条件等について規定している。

(2) 教育長の通勤及び移動の手段

ア 市では、教育長が教育委員会の権限に属する事務をつかさどる立場にあることから、その職務の重要性、緊急性及び機密性にかんがみ、職務の円滑な遂行、身柄の安全の確保等のため、教育長に、通勤及び移動のための専用公用車を配置している。

イ 教育長は、何らかの理由で通勤又は移動のために公用車の配車がされない場合は、代替手段としてタクシーを利用することがある。

ウ 教育長については、通勤手段として公用車を利用していることから、教育長給与等条例第2条第2項において準用する京都市職員給与条例第9条第1項に掲げる職員に該当しないため、通勤手当は支給されていない。

(3) 教育長に係る旅費の取扱い

教育長の旅費については、旅費条例の適用除外とされ(旅費条例第1条)、教育長給与等条例第4条により、これを準用することとされている。

(4) 教育長によるチケットの使用に係る要領上の取扱い

ア 要領は、市における公務上必要なチケットの取扱いに関し必要な事項を定めるものとされ(第1条)、チケットの受入れ、保管、交付、使用、報告その他チケットの取扱い及びチケットの使用に係る経費の支出について規定するが、要領第7条第1項については、その対象が「所属職員」とされ、要領第1条第1号に規定する所属の職員に対するチケットの交付の基準を定めるものとなっている。このため、教育委員会に置かれ、同号に掲げる所属には属さない教育長によるチケットの使用については、文理上、要領第7条第1項の規定は適用されないこととなっている。

イ 教育長が使用するチケットは、教育委員会事務局総務部総務課において管理されており、チケットの受入れ、保管等の事務は、同課において処理されているほか、教育長が使用したチケットについても、要領に基づく使用報告書が作成されており、同課の保管責任者及び所属長の確認が行われている。

(5) 教育長によるチケットの使用に係る基準

教育長によるチケットの使用について、要領以外に基準を定める規程

はない。

(6) 本件使用及びこれによる庸車料の支出の状況

本件使用は、平成19年10月23日に、教育再生会議の用務のために門川前教育長が東京都内に出張した際、復路の京都駅から自宅までの間で、公用車の代替手段としてタクシーを利用したものである。

なお、当該出張に係る旅費は、上記会議の実施主体である国が負担し、市は、門川前教育長に対して旅費を支給していない。

本件使用による庸車料1,360円を含む平成19年11月請求分の庸車料は、平成19年12月7日に教育委員会事務局総務部総務課長により支出負担行為の決定がされ、平成20年1月22日支出命令に基づき、同月30日に支出された。

2 判断及び結論

(1) 本件監査における論点

本件監査の対象は、門川前教育長が、市外出張の経路上において、タクシーに乗車し、その際にチケットを使用したことによる庸車料の支出である。

本件請求において、請求人は、市外出張の経路上においてはチケットの使用が認められないとして、本件使用がチケットの不正な使用であり、これによる庸車料の支出が違法である旨を主張する（上記第1 1(1)ア）。関係職員は、教育長によるタクシーの利用について、教育長に配置されている専用公用車の代替手段である旨を説明するが、これに対し請求人は、教育長に対する専用公用車の配置自体が違法又は不当である旨を主張する（上記第1 2(1)）。これらの請求人の主張を踏まえ、本件監査の論点を次のように整理し、以下、順次判断する。

ア 教育長に対する専用公用車の配置が違法又は不当であるか。

イ 教育長が公用車の代替手段としてタクシーを利用することが違法又は不当であるか。

ウ 教育長が、市外出張の経路上で、公用車の代替手段としてチケットを使用してタクシーを利用することが、チケットの不正な使用に当たるか。

(2) 教育長に対する専用公用車の配置について

ア 教育長に専用公用車が配置されていることについて、請求人は、市では数年前に局長級職員の自宅送迎を廃止したにもかかわらず教育長の自宅送迎を続けることの説明がつかない旨、教育長の公用車による自宅送迎に文書上の根拠がない旨及び市長部局が所管する公用車を教育委員会の職員に利用させるのは認められない旨を主張する。

イ 行政目的のために利用する車両である公用車をどのように配置するかは、公用車の管理者が行政目的の効率的達成等の観点から合理的な

裁量によって決すべき事項であり、どの職員に専用公用車を配置するかについて、必ずしも何らかの統一的な基準や、根拠となる規程を要するものではない。また、市長の管理下にある公用車を、市長以外の市の執行機関の構成員やその補助職員等の移動のために配置すること自体、公用車の管理に係る市長の裁量の範囲を逸脱するものでもない。

そのような意味からすれば、他の局長級職員との比較、文書による根拠の不存在又は公用車の所管部局の相違を理由として教育長に対する専用公用車の配置を違法又は不当とする請求人の主張は、その前提において市長の裁量の範囲を極端に限定的に解するものであって、いずれも採ることができない。

また、上記1(2)アの教育長への専用公用車の配置の理由に照らしても、教育長への専用公用車の配置には、合理的な理由が認められるところであるから、いずれにしても、この点に関する請求人の主張には、理由がない。

(3) 教育長が公用車の代替手段としてタクシーを利用することについて

ア 市においては、教育長の職務の重要性、緊急性及び機密性にかんがみ、職務の円滑な遂行、身柄の安全の確保等のため、専用公用車を配置しているところ、どのような場合でも移動の手段を公用車に限定するという方針を採る場合には、公用車の配車に係る経費の増大等、公用車の管理上、非効率が生じる可能性がある。そのような公用車の管理上の効率性等の観点から見た場合、専用公用車を配置している職員についても場合によっては公用車を配車しないこととし、その場合に公用車の代替手段として必要に応じタクシーを利用する方針を採ることには、合理性がある。

イ 教育長による公用車の代替手段としてのタクシーの利用に関しては、どのような場合にその必要を認めるかについての基準が定められていないが、公用車の代替手段である以上、公務の円滑な遂行や、身柄の安全を考慮して、その時々自身の判断により公用車と同様にタクシーを利用することを認めて差し支えないと考えられ、それを超えて、要領に規定するような、他の公共交通機関の利用が困難であること等の基準を設定する必要は認められない。

(4) 教育長の市外出張の経路上でのチケットの使用について

ア 職員の出張に係る費用は、本来、旅費条例に基づく旅費の支給によって賄うことが原則であるが、チケットによるタクシーの利用等により旅費以外の経費から当該費用が支出される場合は、同条例第17条の規定によりその区間に係る旅費を減額調整して支給することとなる。

しかし、要領第7条第1項においては、出張の際のチケットの使用は、市内出張の場合に限り認められており、市外出張の経路上の移動

については、チケットの使用が認められていない。これは、①旅費の支給によらずにチケットを使用する上記のような取扱いを無制限に認めると、旅費条例が一定の要件の下に車賃の実費支給を認めた趣旨を損なうこととなるうえ、②市外出張の際は、市内の移動については鉄道賃等が支給されることが多く、市内の経路上でチケットを使用した場合、旅費の過支給が生じる可能性があり、③勤務地以外の同一地域内の巡回については、日当の2分の1相当額を充てることとされている（旅費細則第18条第1項第2号）関係上、チケットの使用を認めると、同号の趣旨に反するためであると解される。

イ 上記1(4)アのとおり、教育長は、要領第7条第1項の適用を受ける職員に含まれないため、教育長によるチケットの使用については、同項の規定が直接適用されるものではない。しかし、教育長による市外出張の経路上でのチケットの使用について、上記アの①、②及び③の全部又は一部について他の一般の職員と同様の事情が認められる場合には、そのような使用については、同様にチケットの使用が制限されると解する余地がある。

ウ

(ア) そこで検討するに、教育長については、一般の職員とは異なり、専用公用車が配置され、公用車を配車することができない場合には、代替手段としてタクシーを利用する方針が採られている。公用車で移動する区間については、旅費条例第9条の規定により、旅費が支給されないこととなっていることを考慮すると、公用車の代替手段によって移動する区間についても、公用車で移動する区間と同様に旅費を支給しないこととし、その費用を他の経費から支出してその区間に係る旅費を減額調整する措置を採ることは、合理的であり、そのような措置を採ることが、旅費条例の車賃の支給に係る規定の趣旨を損なうものとは認められない。

よって、教育長が専用公用車の代替手段としてタクシーを利用する場合にチケットを使用することについては、上記アの①と同様の事情は認められない。

(イ) また、専用公用車で移動する教育長の場合、市外出張の際の市内の移動についても公用車で移動することを前提として旅費条例第9条の規定により旅費を支給しない取扱いとすることが通常であると考えられ、関係資料上も、これと異なる取扱いをしている形跡は認められないから、上記アの②と同様の事情も認められない。

(ウ) 一方、公用車を利用しない勤務地以外の同一地域内の巡回について、日当の2分の1相当額を充てるべきことは、教育長についても、他の一般の職員と同様であることから、上記アの③については、教

育長についても、同様の事情が認められる。

エ 以上のことから考えると、専用公用車を配置されている教育長については、市外出張の経路上であっても、通常は公用車を配車する市内の移動等において公用車の代替手段としてタクシーを利用する限りは、チケットの使用について他の一般の職員と同様の事情は認められないから、要領の趣旨に照らしてこれを制限すべきものとは解されない。

オ 以上を踏まえ、本件監査の対象とする本件使用について見ると、本件使用は、東京都内への出張の際の復路における、京都駅から自宅までの間の使用であって、公用車を配車しない場合の代替手段としてタクシーを利用したものと認められるため、要領の趣旨に照らしても、これについてチケットを使用することが制限されているとは解されないから、チケットの不正な使用であるとは認められない。

(5) 結論

以上から、本件使用による庸車料の支出については、違法又は不当であるとは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないので、本件請求は棄却する。

(監査事務局第一課)